**宗像市における土地に自立して設置する太陽光発電設備の設置に関する主な窓口**

R3.4.1現在

※下記に記載されている太陽光発電設備とは全て土地に自立して設置するものに限ります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係法令等 | 確認事項 | 相談窓口 |
| 宗像市 | 福岡県 |
| 都市計画法建築基準法 | 設置する太陽電池モジュール（太陽光パネル）が、建築基準法上の建築物ではないと判断された場合はその設置に関しては都市計画法上の手続は不要となります。ただし、土地に定着し屋根と柱や壁を有する設備である場合には建築物に該当することがあります。※建築物に該当するか否かは、福岡県北九州県土整備事務所建築指導課へお問い合わせください。●太陽光発電設備に付属する建築物等を建築する場合市街化調整区域においては、付属する建築物等の用途や規模等が必要最小限のものであるか等、個別具体的な判断が必要となりますので、これらを建築される場合は県都市計画課開発第２係へお問い合わせください。また、用途地域内において建築できる建築物等の用途については福岡県北九州県土整備事務所建築指導課建築審査係へお問い合わせください。※市街化調整区域であるか、用途地域の種類等の確認は市窓口で行うことができます。 | 都市再生課0940-36-9777 | 都市計画課開発第二係092-643-3715北九州県土整備事務所建築指導課建築審査係093-691-4585 |
| 宗像市景観計画宗像市景観条例 | 景観計画及び景観条例に基づき、一定規模を超える行為については、市に届出等の手続きが必要になります。●主な対象行為と届出等対象規模

|  |  |
| --- | --- |
| 対象行為 | 届出等対象規模 |
| 景観重点区域Ⅰ | 景観重点区域Ⅱ | 景観重点区域Ⅲ | 景観形成一般区域 |
| 太陽光発電設備 | 高さ5ｍ超又は築造面積100㎡超 | 高さ10ｍ超又は築造面積500㎡超 | 高さ15ｍ超又は築造面積3,000㎡超 |
| 電柱 | 高さ5ｍ超 | 高さ10ｍ超 | 高さ15ｍ超 |
| フェンス | 長さ3ｍ超 | 高さ10ｍ超 |
| 擁壁、塀 | 高さ2ｍ超 |
| 開発行為 | 開発区域面積500㎡超 | 開発区域面積3,000㎡超 |
| 土地の開墾 | 高さ0.5ｍ超の切土・盛土を生じるもので当該面積が500㎡超 | 高さ2ｍ超の切土・盛土が生じるもので当該面積が3,000㎡超 |
| 木竹の伐採 | 伐採面積100㎡超 |  |

1 | 都市計画課0940-36-1484 |  |
| 自然公園法 | 玄海国定公園内において工作物の新築・改築や土地の形状の変更などの行為を行う場合、県知事の許可や届出が必要になる場合があります。詳細は福岡県宗像・遠賀保健環境事務所地域環境課へお問い合わせください。※特別地域や普通地域の範囲の確認は、市都市計画課で行うことができます。 | 都市計画課0940-36-1484 | 宗像･遠賀保健福祉環境事務所地域環境課0940-36-2475 |
| 国土利用計画法 | 市街化区域内で2,000㎡以上、市街化調整区域内で5,000㎡以上、都市計画区域外で10,000㎡以上の土地（一団の土地を含む）を売買等した場合、売買契約締結後２週間以内に市に国土利用計画法第２３条第１項に基づく土地売買等届出書の提出が必要となります。市がこの届出を受領後、県に意見書を進達します。 | 都市計画課0940-36-1484 | 総合政策課土地対策係092-643-3213 |
| 公有地の拡大の推進に関する法律 | 市街化区域内で5,000㎡以上の土地を売買しようとする場合、売買契約締結前に、公有地の拡大の推進に関する法律により、市に届出（申出）が必要となります。この届出（申出）は、地方公共団体等が公共用地として買取りの希望があるかを確認するものです。 | 都市計画課0940-36-1484 |  |
| 農地法 | 農地を転用する場合、農地法に基づく事前の手続きが必要になります。市街化区域内にある農地の転用については、市農業委員会への事前の届出が必要になります。また、市街化調整区域内の農地の転用については、県知事の許可（転用規模によっては、農林水産大臣の許可）が必要になります。農地の立地状況によっては、転用の許可ができない農地もあります。 | 農業委員会事務局0940-36-0046 | 農林事務所農山村振興課農地係092-735-6129水田農業振興課農地係092-643-3476 |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | 農業振興地域内の農用地（いわゆる農振青地）は、原則として農業利用以外の用途で利用することはできません。やむを得ず農業利用以外の利用をしようとする場合には、市に農用地からの除外の申請が必要となります。申請にあたっては、該当する農用地が法律に定められた除外の要件を満たしているかどうか、農地転用の許可など他法令に基づく許可の見込があるかどうか等、個別の判断が必要となりますので、あらかじめ市農業振興課振興係にお問い合わせください。※農業振興地域内の農用地であるかどうかの確認は市農業振興課振興係で行うことができます。2 | 農業振興課0940-36-0041 | 農林事務所農山村振興課地域振興係092-735-6123 |
| 森林法 | 森林法第１０条の８に基づき、保安林を除く民有林のうち地域森林計画で定められた区域の1.0ha以下で林地開発に該当しない場合は、市に伐採の届出が必要です。・森林所有者又は立木買受人が届け出る必要があります。・伐採を開始する日の、９０日から３０日前の間に届け出て下さい。・0.6ha以上1.0ha以下は県と事前協議が必要です。・1.0haを超える場合は県と林地開発協議が必要です。※地域森林計画で定められた区域は市農業振興課振興係で確認することができます。 | 農業振興課0940-36-0041 | 農林事務所林業振興課普及係092-735-6138農山漁村振興課森林保全係092-643-3546 |
| 宗像市市街化調整区域等の開発行為に関する条例 | 事業主は、下記の開発行為に該当する場合は、協議及び工事の着手日の１４日前までに市へ届出等が必要です。・市街化調整区域である。・面積が500㎡以上である。・土砂等による土地の造成、埋立て（水面の埋立てを含む。）、土砂の採取その他の土地の変更による開発行為である。※ただし都市計画法第２９条の許可を受けた開発行為である場合は該当しません。 | 環境課0940-36-1421 |  |
| 文化財保護法 | 太陽光発電設備を設置する土地に埋蔵文化財が所在する可能性がありますので、事前に文化財の有無の照会を行ってください。なお、埋蔵文化財が所在した場合、工法、設置場所等の協議または発掘調査が必要な場合があります。 | 世界遺産課0940-62-2600 |  |
| 宗像市ため池の保全に関する条例 | 満水面積が500㎡以上のため池については、ため池に影響を与える恐れのある周辺の開発行為を行う場合、市の許可を受ける必要があります。 | 農業振興課0940-36-0041 |  |
| 地方税法 | 毎年１月１日における所有者は１月３１日までに固定資産（償却資産）の申告をしてください。（法第３８３条）3 | 税務課0940-36-7351 |  |
| その他 | 雨水の道路側溝などへの放流に関する協議、里道に関することなど。 | 維持管理課0940-36-7471 |  |
| 農業用施設（水路、農道、井堰等）に関する協議。 | 農業振興課0940-36-0041 |  |
| 雨水を雨水排水路などへ放流する際の協議。 | 下水道課0940-36-4136 |  |
| ※土地利用方針等に反する場合には、関係機関等から設置に係る意見を求められた際、その旨を関係機関等に回答します。 | 都市計画課0940-36-1484 |  |

※上記以外にも、再生可能エネルギー設備（メガソーラー等）導入にあたって手続き等が必要になる場合があります。

　福岡県がエネルギー総合情報ポータルサイトを開設しており、サイト上に福岡県内の「再生可能エネルギー設備導入（メガソーラー等）にあたって手続きが必要

となる可能性のある法令等の担当窓口一覧」を掲載しておりますので、その他法令等については下記ポータルサイトをご確認ください。

福岡県エネルギー総合情報ポータルサイト　　<http://www.f-energy.jp/kankeihourei.php>

4

**【土地に自立して設置する太陽光発電設備に関する助成等制度について】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係法令等 | 内容 | 相談窓口 |
| 宗像市 | 国 |
| 地方税法・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 | 固定価格買取制度の認定を経済産業大臣から受けて、平成２８年３月３１日までに新たに取得された再生可能エネルギー発電設備にかかる固定資産税は、新規課税年度から３年度分の課税標準を評価額の３分の２とする特例があります。特例の適用を受けるには、固定資産の申告に際して申告書および種類別明細書にその旨を記載の上、経済産業大臣の認定書類（写し）を添付してください。（地方税法附則第１５条第３１項・規則附則第６条第５４項） | 税務課0940-36-7351 | 九州経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課092-482-5475 |
| 宗像市大規模太陽光発電設備設置促進条例 | 市内で平成２８年６月３０日までに設置された大規模太陽光発電設備についての固定資産税を課税免除する制度があります。対象となる設備の範囲や申請方法などは、市秘書政策課までお問い合わせください。（対象設備）・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第３条第２項に規定する認定発電設備であって、同法第６条第２項の規定による経済産業大臣の認定を平成２７年３月３１日までに受けたもの・発電出力が500kw以上の太陽光発電設備（太陽光発電設備と同時に設置される附属装置等を含む。）（奨励措置）・奨励措置は、固定資産税の課税免除とし、新たに課されることとなる年度以後５年度分を限度として、その全額を免除するものとする。・課税免除の対象となる固定資産は、当該大規模太陽光発電設備の設置に要する土地、家屋及び償却資産とする。ただし、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第９条第１項から第９項に定める地域地区に大規模太陽光発電設備を設置する場合を除く。 | 秘書政策課0940-36-1284 |  |

5